

FT-施要-第 20002 号

2021 年 3 月 22 日

区画貫通部防火措置キット
「インターフォン耐火パテ」
施工要領書

株式会社古河テクノマテリアル

1. 製品概要

本製品は、特定共同住宅等の住戸等の壁(共住区画壁)および床スラブに埋設される配線用保護管(合成樹脂製可とう電線管:PF・CD 管)の貫通部に防火措置を行うための製品です。

2. 性能

2.1 (一財)日本消防設備安全センター評定(共住区画)

本製品は、「特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件(平成 17 年消防庁告示第 4 号)」に規定された耐火性能を有しているものとして、(一財)日本消防設備安全センター評定を取得しています(表-1)。

表-1 (一財)日本消防設備安全センター評定(共住区画)の適用範囲

消防評定番号		KK2019-025 号			
適用躯体厚 (mm)	床	RC(鉄筋コンクリート)・SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)床 100 以上			
	壁	RC(鉄筋コンクリート)・SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)壁 120 以上			
貫 通 物 条 件	PF・CD 管 (mm)	PF28 以下(外径 36.5 以下)、CD28 以下(外径 34 以下) ※接続本数 樹脂ボックスの場合 PF・CD 管を組み合わせて 6 本以下 シングルコロおよびエンドカバーの場合、PF・CD 管いずれかを 1 本以下			
		電力用	電力用ケーブル 600V CV 22mm ² ×1C 以下	6 本以下	JIS C 3605
	電力用ケーブル 600V VVF 2mm×3C以下 電力用電線 600V IV 5.5mm ² 以下		4 本以下 6 本以下	JIS C 3605 JIS C 3612	
	制御用	制御用ケーブル 600V CVV 1.25mm ² ×7C以下	2 本以下	JIS C 3401	
	管内 挿 通 線	光	光ファイバーケーブル 外径 4.3mm以下		JIS C 6820 JIS C 6830 JIS C 6850
			同軸	テレビジョン受信同軸ケーブル S-7C-FB	2 本以下
	消防用	消防用耐熱電線 HP 0.9mm×3P		2 本以下	JCS 3501
		消防用耐熱電線 FT-8-C 1.6mm×4C		2 本以下	JCS 4506
		消防用警報用電線 AE 0.9mm×3P		2 本以下	JCS 4396
	通信用	通信用ケーブル CPEV 0.9mm×5P		2 本以下	JCS 5402
通信用ケーブル OKTP-E5-0.5×4P-LAP		2 本以下	JIS X 5150		

注: 共住区画に適用の場合は、(一財)日本消防設備安全センター評定(共住区画)の適用範囲に従ってください。

3. 標準施工図

本製品の標準施工図を図-1～図-4 に示します。

4. 品番および構成材料

本製品の品番および構成材料を表-2 に示します。

表-2 品番および構成材料

品番	構成材料	梱包数 (組/袋)	販売単位 (袋)
	インターフォン耐火パテ(個) (製品寸法:mm)		
ITP	10 (厚さ 30×幅 40×長さ 45)	1	1

※施工済シールと取扱説明書(兼(一財)日本消防設備安全センター評価プレート請求書)が付属します。

5. 施工手順

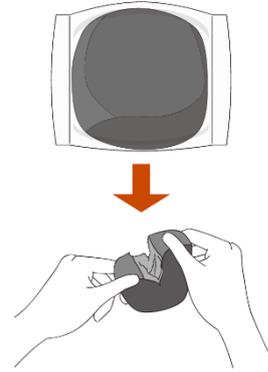
本製品の施工手順を以下に示します。

⚠ 施工上の注意事項

施工箇所が、本書の「2. 性能 2.1(一財)日本消防設備安全センター評定(共住区画)」通りになっていることをご確認ください。

1 耐火パテの準備

耐火パテを袋から出して半分にちぎります。



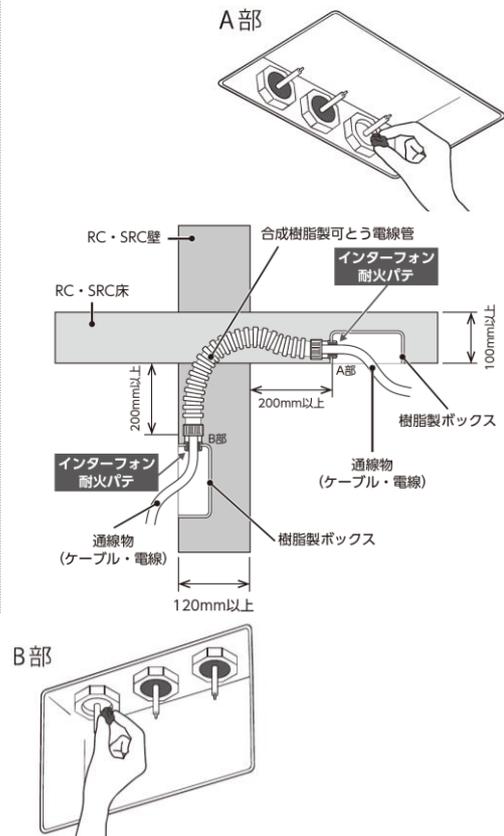
2 耐火パテの充てん

【埋設形態 1】

A 部: 樹脂製ボックス

B 部: 樹脂製ボックス

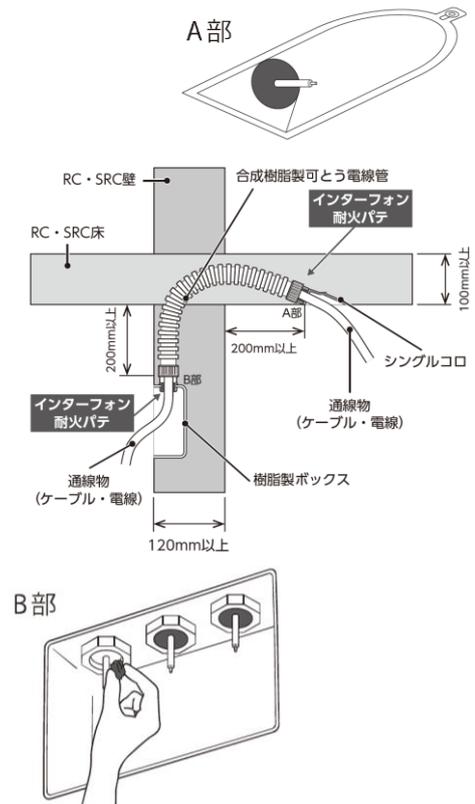
床スラブ A 部に埋設された樹脂製ボックスおよび壁 B 部に埋設された樹脂製ボックスの貫通物周囲の隙間に手順 1 で半分ずつちぎったパテを、それぞれ充てんします。



【埋設形態 2】

- A 部:シングルコロ
- B 部:樹脂製ボックス

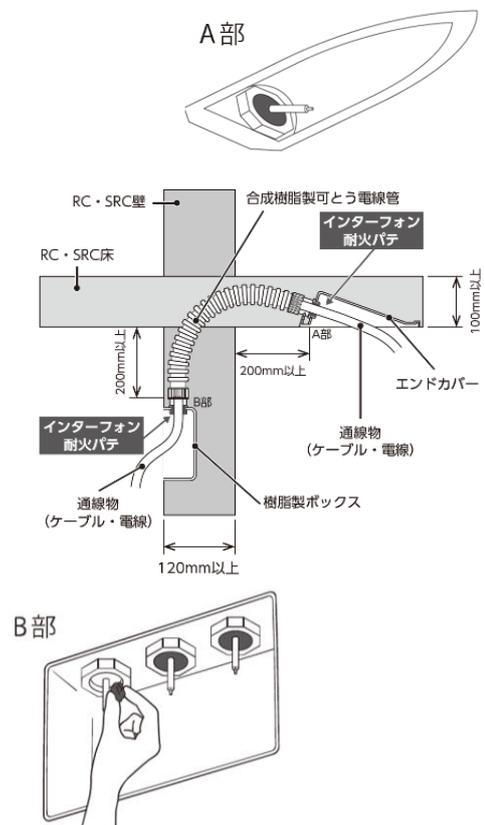
床スラブ A 部に埋設されたシングルコロおよび壁 B 部に埋設された樹脂製ボックスの貫通物周囲の隙間に手順 1 で半分ずつちぎったパテを、それぞれ充てんします。



【埋設形態 3】

- A 部:エンドカバー
- B 部:樹脂製ボックス

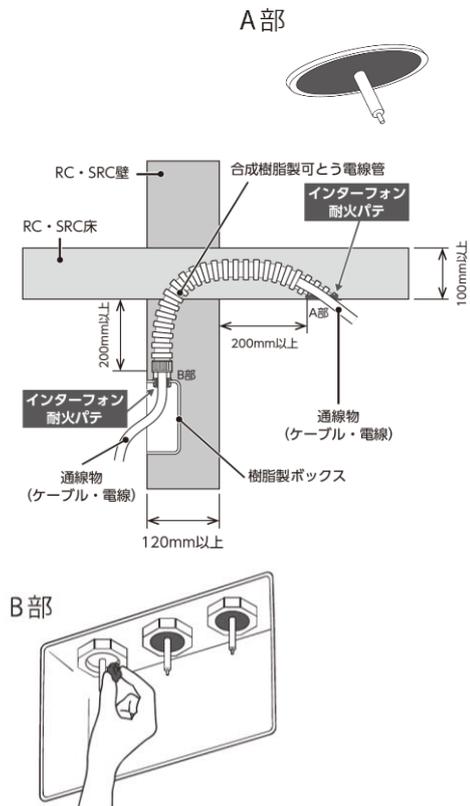
床スラブ A 部に埋設されたエンドカバーおよび壁 B 部に埋設された樹脂製ボックスの貫通物周囲の隙間に手順 1 で半分ずつちぎったパテを、それぞれ充てんします。



【埋設形態 4】

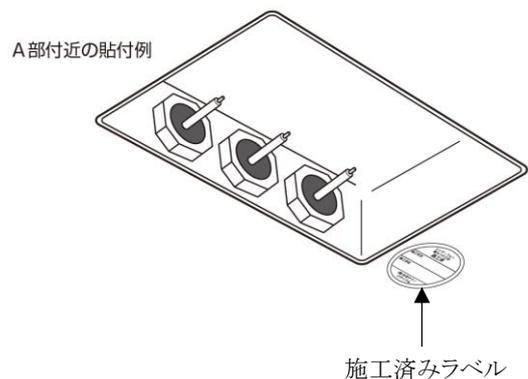
A 部: 附属品無し
B 部: 樹脂製ボックス

床スラブ A 部(埋設附属品なし)および壁 B 部に埋設された樹脂製ボックスの貫通物周囲の隙間に手順 1 で半分ずつちぎったパテを、それぞれ充てんします。



3 施工済みシールの貼り付け(任意)

共住区画以外の場所(防火区画など)に施工した場合、施工完了段階で施工箇所近辺に貼り付けてください。貼り付けは任意となります。



4 消防評定プレートの表示

共住区画(特定共同住宅等の住戸等-住戸等間あるいは住戸等-共用部間の壁)に施工した場合、消防評定プレートを施工した建物 1 棟につき 1 枚、弊社へご請求*頂き、管理人室等へ表示を行ってください。

※消防評定プレート請求方法

弊社ホームページ

(<https://www.furukawafm.com/bousai/index.htm>)

あるいは取扱説明書に記載されている請求項目に必要事項をご記入の上、FAX送信の何れかで申請対応しております。尚、請求枚数は、1 箇所につき 1 枚ではなく、1 棟につき 1 枚となりますのでご注意ください。



消防評定プレート

6. 注意事項

- 本書および（一財）日本消防設備安全センター評定書をよくお読みのうえ、正しく施工してください。
- 製品を取り扱う際には保護具を着用し、角部・端部(エッジ部)に注意してください。怪我の恐れがあります。
- 壁・床に埋設されたボックスおよび附属品の通線布設部(図 1～4 AおよびB部)に耐火パテを充てんする工法のため、通線物の布設量にご注意ください。
- 直接水のかかるところや高温多湿の環境下ではご使用しないでください。
- 適合場所は紫外線のあたらない屋内です。
- 施工後、開口部周囲に貫通物以外の可燃物を置かないでください。
- 余った部材は、必ず梱包箱に入れて保管してください。
- 施工済シールを紛失した場合、弊社までお問い合わせください。
- 消防法に規定された令8区画にはご使用いただけません。

7. 安全に関するご注意

ご使用前に必ず、この「安全に関するご注意」をよくお読みいただき、正しくお使いください。ここに示した注意事項は、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。

 警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

◆ 図記号の意味は、次のとおりになっています。

 注意 :	気をつける必要があることを表しています。
 禁止 :	してはいけないことを表しています。
 指示 :	しなければならないことを表しています。

 警告		床大開口部施工後は踏み抜きに注意してください。貫通部防火措置部の上に乗ったり重量物を置かないでください。
		子供・幼児の手の届くところに材料部材を置かないでください。
		単心の電力ケーブルが貫通する場合は周囲に鉄系の金具を配置しないでください。
		最大開口面積または直径以下で施工してください。
		ケーブル等の貫通物種類および貫通物占積率は取扱説明書および認定書・評定書に従ってください。
		取扱説明書または認定書・評定書に従って施工してください。
		貫通部防火措置部の仕上がり時は隙間のできないように施工してください。
		液体状のものを扱う場合は保護めがねを着用してください。
		繊維状または粉状のものを扱う場合はマスクおよび保護めがねを着用してください。
 注意		耐熱シール材等のパテを扱う際は保護具を着用してください。
		金具を扱う場合は保護具を着用してください。
		特殊な環境下で使用される場合は事前に相談ください。
		材料は貫通部以外の部分に使用しないでください。
		防水性が要求される場合は別途施工してください。
		ケーブルまたは配管類の支持機能はありません。別途固定支持してください。
		施工完了後は工法表示ラベルを表示してください。再施工時も工法表示ラベルを更新してください。

8. 免責事項

- (1) 防火区画貫通部防火措置が認定または評定通りの耐火性能を得るためには、施工品質が大変重要になります。これらを施工するにあたり、認定・評定条件、施工方法をよくご理解いただき、施工者及び建物管理者の責任において施工及び維持管理していただきますようお願い致します。
- (2) 以下のような場合において問題が生じた場合、当社として責任を負いかねますのでご了承ください。
 - ① 認定・評定条件以外の施工を行った場合(個別の取り決めに依る仕様は除く)
 - ② 弊社指定以外の材料を使用した場合
 - ③ 本来の使用目的以外に使用した場合
 - ④ 再通線、改修工事などにおいて、不適切な施工により問題が生じた場合
 - ⑤ 「安全に関するご注意」を守らなかった場合
 - ⑥ 適切な維持・管理が行われていない場合
 - ⑦ 通常の経年変化(使用に伴う消耗、磨耗など)や経年劣化、またはこれらに伴うほこりによる仕上がりの変化の場合
 - ⑧ 周辺環境に起因する場合(例えば、酸性・アルカリ性のガス、異常な高温・低温・多湿、結露など)
 - ⑨ 躯体の変形など、製品以外の不具合に起因する場合
 - ⑩ 犬、猫、鳥、鼠、蛇などの小動物・昆虫やツルや根などの植物に起因する場合
 - ⑪ 犯罪、いたずらなどの不法な行為に起因する場合
 - ⑫ 戦争・紛争・天災その他の不可抗力による場合(例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、など)
 - ⑬ 実用化されている技術では予測不可能な現象、またはこれが原因による場合

9. その他

本施工要領書記載の内容は、製品改良などのため、お断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。

以 上

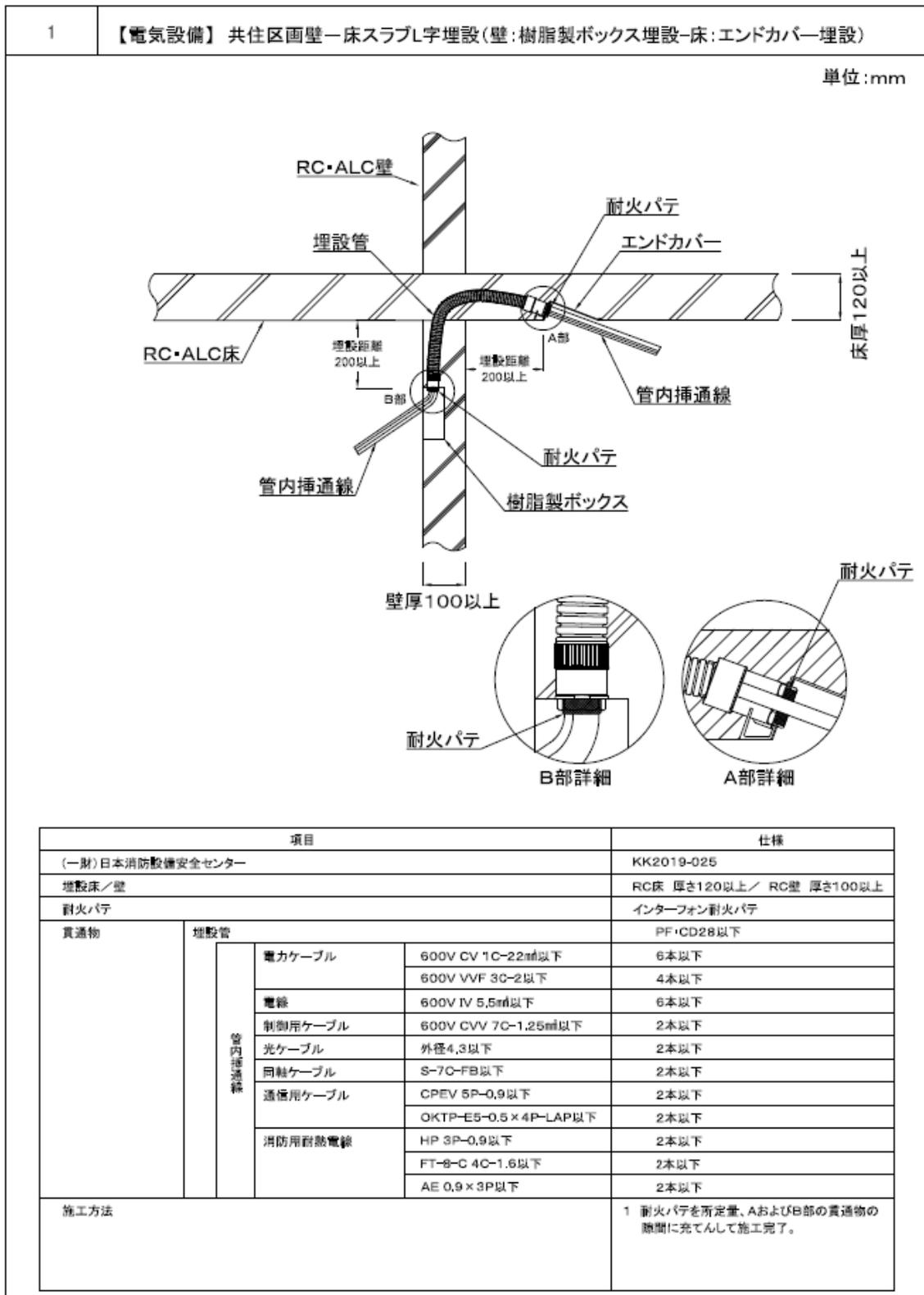


図-1 標準施工図 1(壁:樹脂製ボックス埋設、床:エンドカバー埋設)

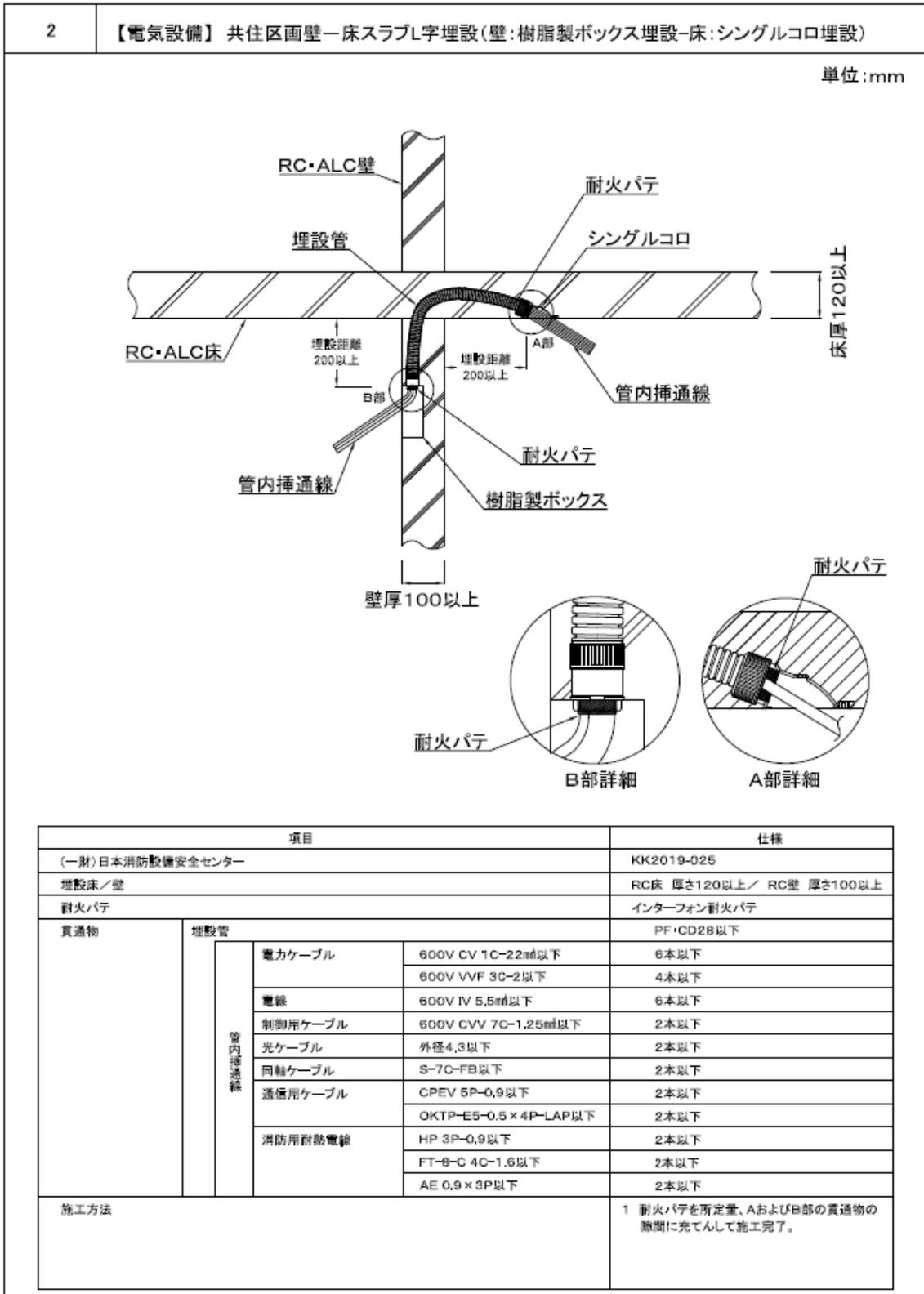


図-2 標準施工図 2(壁:樹脂製ボックス埋設、床:シングルコロ埋設)

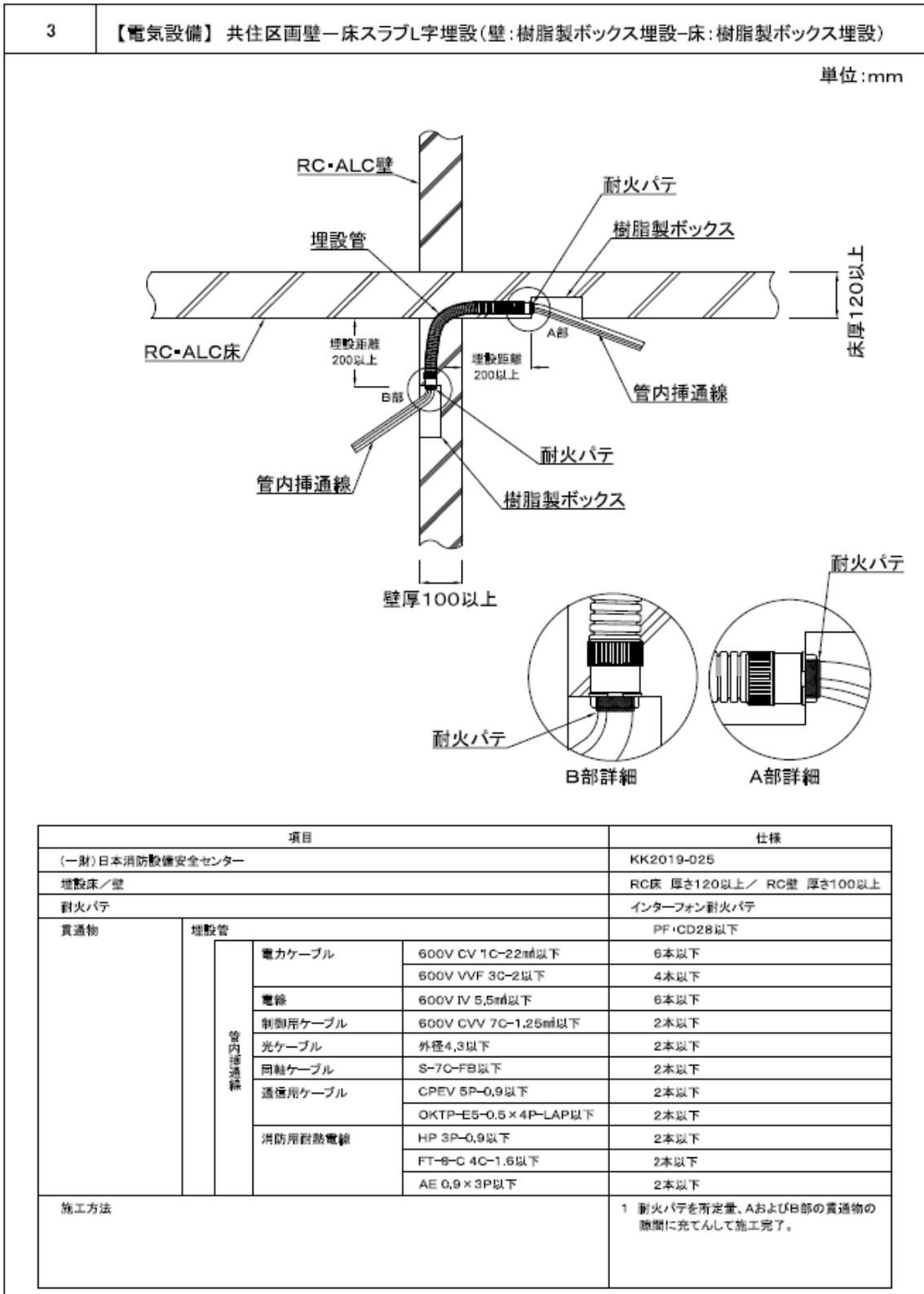


図-3 標準施工図 3(壁:樹脂製ボックス埋設、床:樹脂製ボックス埋設)

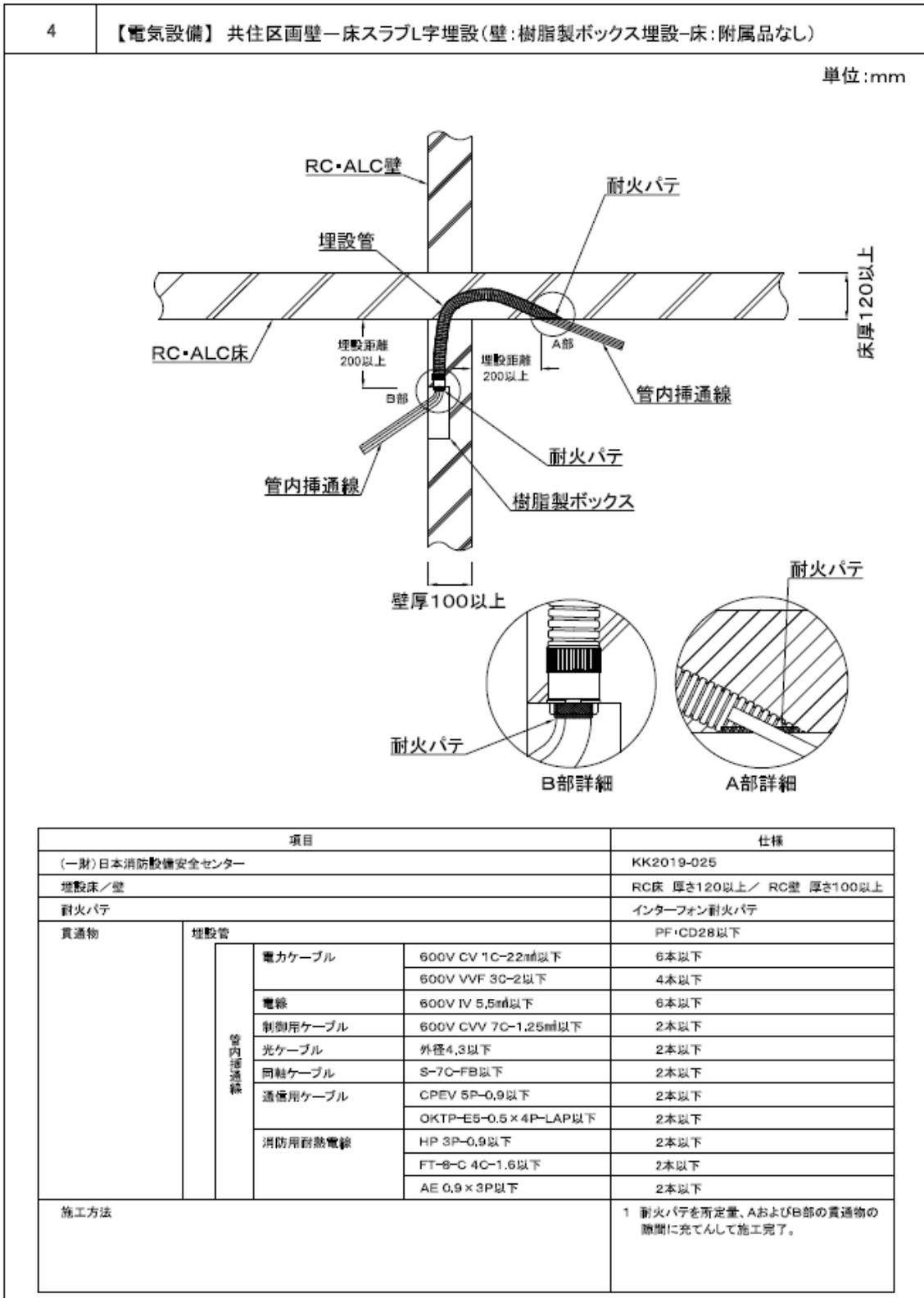


図-4 標準施工図 4(壁:樹脂製ボックス埋設、床:附属品埋設なし)